

令和 8 年度千葉市女性デジタル人材育成事業業務委託に係る 企画提案募集要項

1 委託名

令和 8 年度千葉市女性デジタル人材育成事業業務委託

2 事業目的

成長産業であるデジタル分野への就労に資するデジタルスキルを習得する講座を実施するとともに、市内企業とのマッチング等により就労までを一体的に支援することで、女性の所得向上や経済的自立を目指す。

3 委託業務の内容

別添「令和 8 年度千葉市女性デジタル人材育成事業業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 事業費（委託料の上限額）

業務全体の上限額：4,835,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 支払方法は、優先交渉権者決定後に協議のうえ決定する。

※ 提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする

6 履行場所

市が指定する場所

7 参加資格

本企画競争に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない

(1) 令和 8・9 年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 以下のアからサまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

ウ 本企画競争の参加申し込み前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - キ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ク 対象業務の発注年度の前年度までの千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ケ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から見積徴収日までの間に受けている者
 - コ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (4) 情報セキュリティマネジメント ISO/IEC27001 (ISMS) 及びプライバシーマーク (JIS Q 15001) を認証取得していること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの。）に該当しない者であること。

8 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
1	公募開始（参加申込、質問受付開始）	令和 8 年 4 月 20 日（月）
2	質問受付期限	令和 8 年 4 月 27 日（月）
3	質問への回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 12 日（火）
5	参加資格審査結果通知	令和 8 年 5 月 15 日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月）
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 6 月 1 日（月）
8	優先交渉権者の公表	令和 8 年 6 月 9 日（火）

(2) 質問の受付

ア 質問内容

- 本募集要項及び仕様書に関する質問については、質問書（様式第 2 号）により作成し、メールにて提出する。
- 電子メールの送信後には、必ず電話により着信確認をすること。

イ 受付期限

令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 3 時まで

ウ 送付先

千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

E-mail : danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

エ 回答

令和 8 年 5 月 8 日（金）に市ホームページにて公開する。

(3) 企画提案参加申込書の提出について

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- (イ) 会社概要
- (ウ) 情報セキュリティ対策実施状況調査票

イ 提出方法

持参または郵送とすること。（郵送の場合、簡易書留とする）

ウ 提出期限

令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 5 時まで（受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）
なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課（千葉市役所高層棟 8 階）

(4) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

様式第 4 号	企画提案書表紙
任意様式	企画提案書 用紙サイズ A4 サイズ 用紙の向き等 縦型、横書き、左端をホチキス綴じまたは A4 ファイル綴じ 文字サイズ 10.5 ポイント以上 以下の事項を記載すること ①実施方針 ・ 本業務に向けた実施方針やその特徴・セールスポイント等を記載すること。 ②業務内容 ・ 令和 8 年度女性デジタル人材育成事業業務委託 企画提案仕様書の「6 業務概要」(1)～(7)の実施内容

様式 5 号	業務人員計画書
様式 6 号	作業工程表
許可を有している場合	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条で規定する有料職業紹介事業許可証又は同 33 条で規定する無料職業紹介事業許可証
任意様式	参考見積書
任意様式	参考見積額の積算内訳書

イ 提出方法

持参または郵送とすること。郵送の場合は、「企画提案書在中」と封筒の表に朱書きで記載すること。

ウ 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時まで（受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）
 なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
 千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課（千葉市役所高層棟 8 階）

オ 提出部数

（ア）紙媒体

正本：1 部

副本：5 部（法人・団体名を記載しないこと）

（イ）電子データ

電子データ 1 部（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を記録した CD-ROM（又は DVD-ROM）

カ 辞退について

企画提案参加申込書を提出した後に、企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を提出すること。

（5）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時

令和 8 年 6 月 1 日（月）※開始時間については後日通知する。

イ 場所

千葉市役所（詳細は後日通知）

ウ 内容

- 企画提案書の内容について、1事業者あたり45分（発表30分、質疑応答15分）程度のプレゼンテーションを実施する。
- なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。
- 出席者は、1者あたり3人以内とする。ただし、配置予定の業務責任者は必ず出席すること。

(6) 優先交渉権者の公表

ア 公表日

令和8年6月9日（火）

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を送付するとともに、市ホームページで公表する。

9 事業者選考について

(1) 選考方法

- 選考は、千葉市が設置する選考委員会で、提出されたすべての提出書類及び別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、9(2)の審査基準に基づいて選定する。
- なお、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、審査は非公開で行う。
※ 参加申込者が1者のみの場合も選考を実施する。

(2) 審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

番号	項目	視点	配点 満点100点
1	有料又は無料職業紹介事業許可の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料又は第33条に規定する無料職業紹介事業の許可を有しているか。 	8点
2	受講者の募集	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者を想定し、講座の内容や申込方法を効果的に伝えるような説明会の内容となっているか。 ● 要件を満たした対象者をより多く獲得するための効果的な手法を提案しているか。 	20点

3	デジタル人材育成講座の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護子育て中、仕事をしている女性等が受講しやすい工夫をしているか。 ・ 求人の現状分析を行い、その分析を踏まえ、より就職につながるスキル習得のための講座を提案しているか。 ・ スキルを効果的に習得できる内容になっているか。 ・ 講座の開催は対面とオンライン両方実施する内容になっているか。 ・ 事業目標値を達成するための工夫をしているか。 	20点
4	就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアコンサルティング、企業マッチング交流会（企業担当者と希望者の意見交換、交流の場）、を含む就職支援の実施にあたり、効果的な手法、時期及び回数を提案しているか。 ・ 個別の相談に対応できるような体制になっているか。 ・ 確実に就職等につなげるための工夫を行っているか。 ・ 受講者の就職に関する追跡調査が適切な時期・回数で行われる内容となっているか。 ・ 事業目標値を達成するための工夫をしているか。 	20点
5	連携企業の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨に沿った企業を確保するための提案があり、その提案内容が具体的かつ十分な効果が期待できるものであるか。 	16点
6	実施の人員の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業遂行に支障がでないよう十分な人員配置を行っているか。 ・ 業務ごとに主たる担当者を配置しているか。またその担当者が業務を確実に遂行できるような体制をとっているか。 	8点
7	実施手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業工程等に具体性があり業務実施手順が適切に段取られ、適切なスケジュールで実施するよう計画されているか。 	8点

(3) 優先交渉権者の決定方法

- 期限内に全ての必要書類の提出があった事業者について、提出された企画提案書等の書類により審査を行い、その総得点数が最も高い1者を優先交渉権者（契約候補者）とし、その次に総得点数が高かった者を次点者とする。
- 総得点数が最も高い者であっても、選考委員会の委員の配点の合計に対して、総得点数が6割に満たない場合は、その者を優先交渉権者（契約候補者）とするか、もしくは、再度選定

を行うか、選考委員会により決定する。

- 最高得点の提案者が複数あった場合は、評価項目のうち4「就労支援の実施」についての得点が高い提案者を優先交渉権者（契約候補者）とする。
- 上記の方法においても得点と同点の場合は、くじにより優先交渉権者（契約候補者）を決定する。
- 応募者が1者だった場合は、提出された企画提案書等の書類により審査を行い、その総得点数が6割以上の場合は、その者を優先交渉権者（契約候補者）とする。

10 失格事由

次のいずれかに該当する者は、失格とする

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした者
- (2) 参加資格要件に適合していない者（企画提案後、契約に至るまでの間に要件を満たさなくなった者も含む）
- (3) 提出期限までに所定の書類を提出しない者
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合等、選考委員会委員長が失格であると認める者

11 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については返却しない。
- (3) 応募書類が千葉県情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は同条例第7条第1項第5号及び第6号の規定に基づき開示の対象としない。

12 契約について

- (1) 契約の締結
 - ア 優先交渉権者と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意し、改めて見積もり徴収を行ったうえで、随意契約により委託契約を締結する。
 - イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
 - ウ 提案された企画提案内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書は、提案された企画提案内容をもとに、千葉市と優先交渉権者間における協議により作成する）。
- (2) 留意事項
 - ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し各1通を保有する。
 - イ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。

ウ 業務の一部を第三者に委託する際は事前に千葉市の承諾を受けること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。